

福井市障がい者自立支援協議会
令和4年度 第2回 地域移行・地域定着部会 会議次第

日時:令和4年9月14日(水) 14:00~

場所:WEB会議

1 開会

2 協議内容

- (1) 各ワーキンググループの進捗報告について 資料 1-1
- (2) 研修開催グループ作成資料について 資料 1-2
- (3) 取組内容の広報先について 資料 2(参考 4-2,4-3)

3 閉会

■年間スケジュール予定(令和4年9月時点)

会議名	日時	場所
第1回 部会	令和4年6月1日(水) 14:00~	WEB会議
(全体会)	令和4年6月24日(金) 14:00~	福井市健康管理センター
第2回 部会	令和4年9月14日(水) 14:00~	WEB会議
第3回 部会	令和4年11月9日(水) 14:00~	WEB会議
第4回 部会	令和5年2月1日(水) 14:00~	WEB会議
(全体会)	令和5年2月予定	未定

福井市障がい者自立支援協議会 地域移行・地域定着部会 進捗等報告書

V_20210604

報告日時	2022 年 9 月 14 日 (第 2 回部会)
グループ名	研修開催
報告者	
内容	<p>★取り組む内容とその進捗状況★</p> <p>業務： アンケート結果を踏まえ、研修資料を完成する</p> <p>⇒資料をパワーポイントでまとめ、WGで内容を修正し、完成</p> <p>⇒事務局会議にて、共有済</p> <p>⇒本日の部会にて、部会員と資料を共有</p> <p>★課題★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催に向けて、事前準備や当日の役割分担などを進める <p>★他ワーキンググループ等への依頼事項★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催に向けて、意見をいただきたいです <ol style="list-style-type: none"> ① 研修開催時期 ② 研修会の開催方法（オンライン形式、集合形式、ハイブリッド形式） ③ 研修会の依頼があった際に、研修開催WGと協議会との役割分担 ④ 他ワーキンググループとの連携（例えば地域の理解促進WG） <p>★次回部会までの予定★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催時期が決まり次第、研修会開催に向けた準備を行う

**「支援の必要な方が地域で暮らすまで
～地域で応援しよう！～」**

**福井市障がい者自立支援協議会
地域移行・地域定着部会
研修開催グループ**

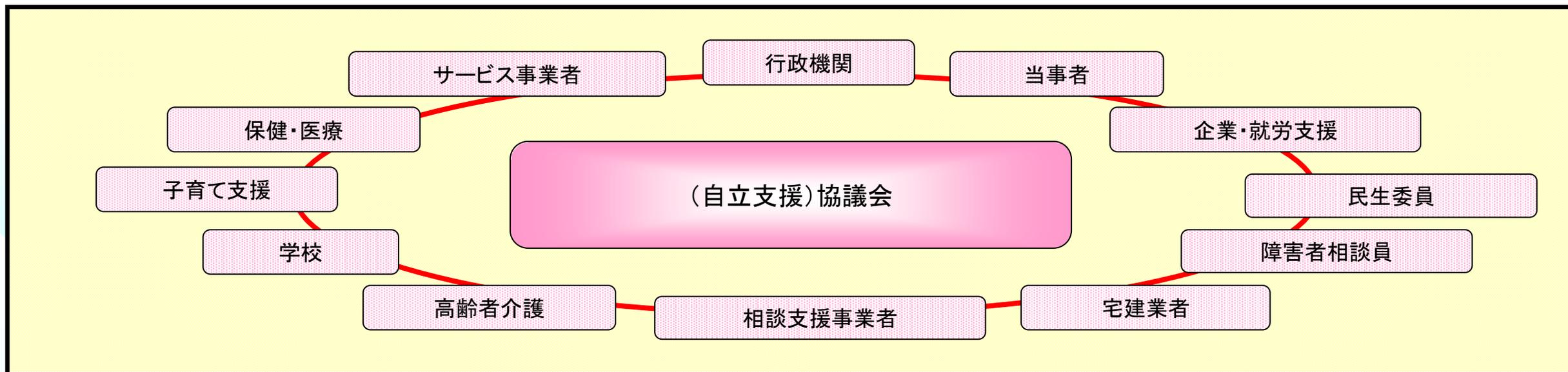
**地域・施設・病院向けの研修会を
開催しよう！**

市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
- ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化

※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



障がいのある方の地域移行で困っていること

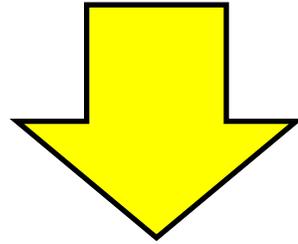
- ・そもそも地域生活が困難になって入所する方ばかりのため、地域移行自体が困難。主に知的障がいの方が利用する障害者支援施設で、介護度、医療ケアニーズが高まり支援困難となった方を受入れするケースもある。
- ・身寄りがなかったり、家族が関わりを拒否している場合が多く、地域移行前後において、病院に求められること、ものが多い。
- ・もともと家庭で保護者が対応したり見ることができないために入所施設に入っており、保護者が今の施設から出てほしくないと考える人が大半です。本人さんも自宅で暮らしたいと思っている方はいますが、それ以外のところ（地域）へ行きたいと意思表示する方は現在1人もいません。
- ・グループホーム等の空きがない。新しいグループホームが出来ているが、“出来たばかりの所は不安だ”と家族が心配したりする。グループホームから通所先への通いにくさ。
- ・本人のニーズと地域の受け入れ先が一致しない。本人は支援を希望していないが、多くの支援が必要に支援者からは見える。コロナのせいで院内に職員外の人に入ってもらいづらくなった。家族が長期入院を望み、医療サイドもそれを受入れている。200mも持続不安定で気を遣う。施設、事業所の不足。気軽に話し合いを開催したいが、関わる機関が増えると調整に時間がとられる。
- ・長期入院患者に対し、退院促進を図る際、様々な要因があり（家族の支援力が弱い本人の病状、生活スキルが低下している等）退院先施設が少ない。介護保険に該当しない65才以上で経済的かつ生活スキルに困難さがある方の退院先が少ない。ケアハウスでは生活できるだけのスキルがない・知的障害、行動障害のある方の地域事業所の受け入れが困難、通所・入所とも市町村で差がある。
- ・地域の受け皿が不足しており、移行を推進できない。
- ・不穏時に筋注対応が必要な患者、身体疾患のフォローが必要な患者さんの支援を行う時、医療的なアセスメントや対応が困難なことから退院に結びつかないことが多い。
- ・本人、家族のニーズが個人的、心情の影響が強く、社会資源ではカバーしきれず。家族の負担も大きくなる印象もある。

地域の中でどんなことが解決できれば、障がいのある方は地域で暮らせる？

- ・身体障がい者に特化した夜勤体制のあるグループホームの整備
- ・病院の役割を少し考えていただいて、福祉・保険・医療が同じ立ち位置になればと思う。
- ・地域の方みんなの理解が必要なのですが、現在施設のある町内にグループホーム建設の話を持ちかけても反対に合うばかりです。
- ・グループホーム等から日中活動の場（デイケアや就労施設）、通院先がセットで近くにあるといいなと思う。
- ・障がい者への理解、社会資源の偏り。住民同士での共助システム。問題行動やトラブルがあってもなんとか支えていくという共通した想いとパワー
- ・単身者の住居支援、引越、住居先の仲介、管理などの相談できるところ。施設入所であっても地域移行支援のような支援がほしい。65才以上で介護保険に該当しないかつ、生活スキルに課題がある方の施設。長期入院患者、高度自閉症、行動障害がある方への理解。
- ・受け皿の整備。24時間相談支援体制
- ・重度の知的障がい・強度行動障がいのある方を受け入れる事のできる地域資源の確保。
- ・重度の方対象のグループホーム（モストヴィレッジ和田のような）の増加。グループホーム等の医療ケアの充実（精神科経験のあるN sの配置、内科・精神科往診）。訪問看護のサービス拡大（訪看N sによる受診送迎、同行、緊急対応可能な体制）。グループホーム等の利用負担軽減（入所施設と同様に障害年金内でやりくりできるようにして）
- ・地域の支援者と病院とで、本人の特性や歴史等を含めて理解するための情報共有の場を多く設ける。

今回の研修開催にあたって

平成26年度末、自立支援協議会の中で病気・障がいのある方が地域に移り、慣れ親しんで生活していく難しさが報告される。



関係機関で病気・障がいのある方が安心して生活していけるように**応援していくネットワーク**を作らなければならない！！

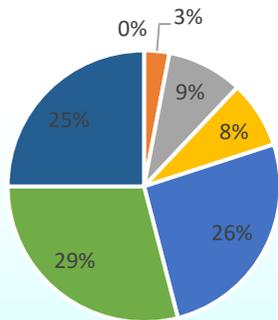
病気・障がいのある方が地域で暮らすためには？

- ①どれくらいの方が地域での生活を希望している？
- ②病院・施設から地域移行出来る取り組みを知って頂き、意向を促進していく必要があるのでは？
- ③実際に地域移行した当事者の意見を聞いてもらうと具体的なイメージが持てるのでは？
- ④移行先の地域住民や民生委員さんにも理解を求める必要があるのでは？

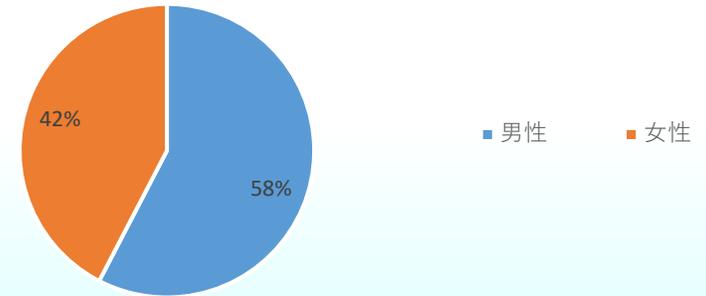
地域での暮らしを希望しているが、出来ていない方

10代	0
20代	3
30代	9
40代	8
50代	26
60代	29
70代以上	25

男性	53
女性	39



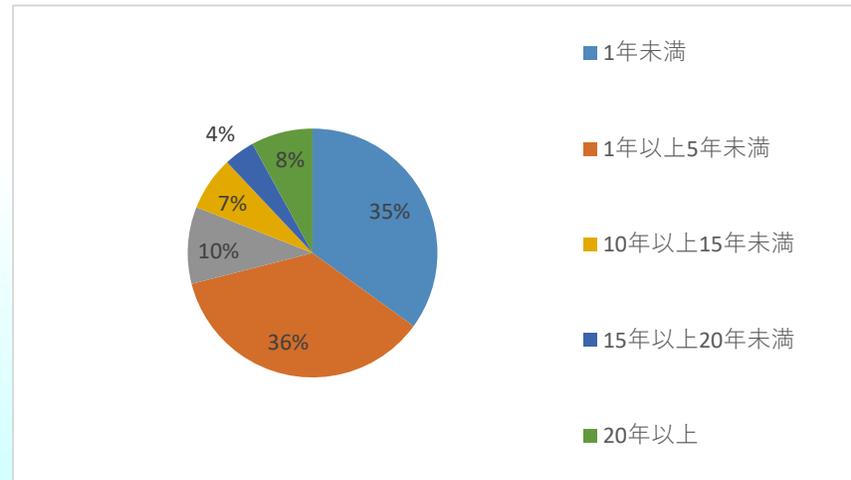
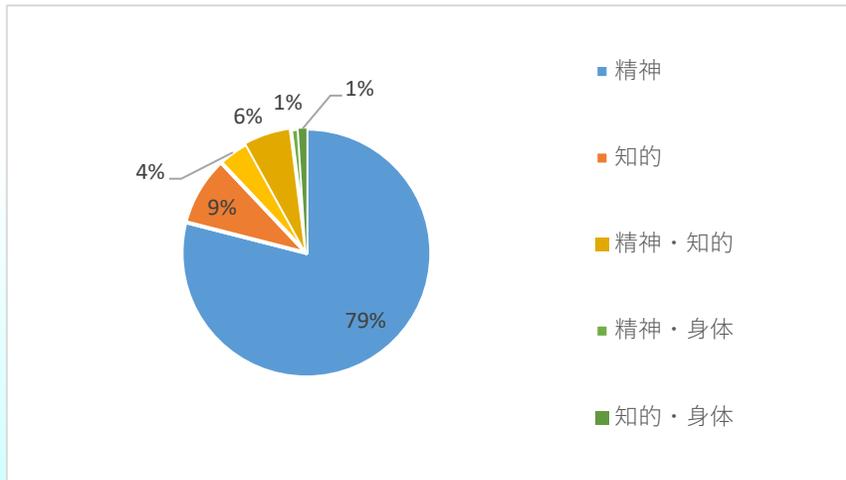
- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代
- 70代以上



障がい種別と施設・病院の利用年数

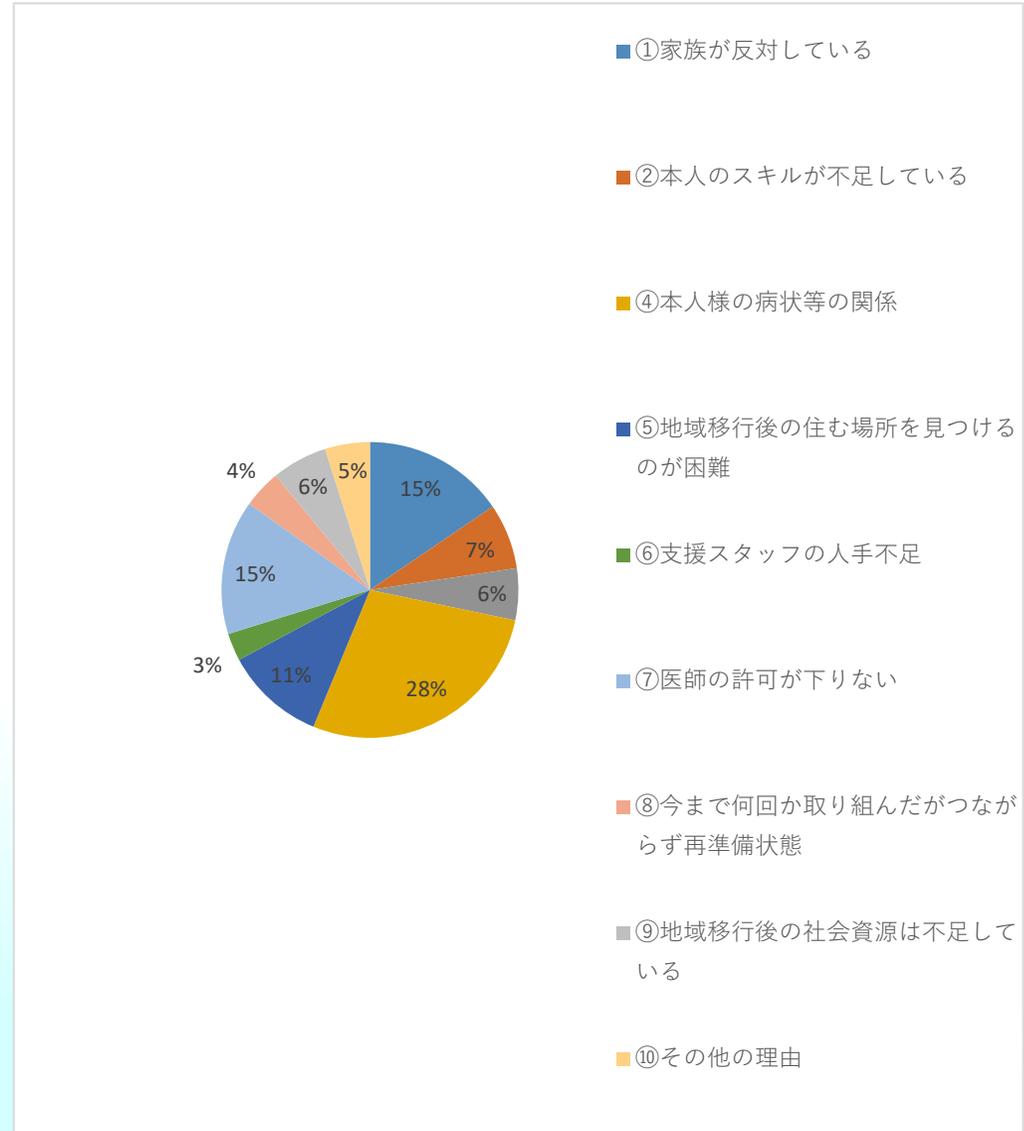
精神	79
知的	9
身体	4
精神・知的	6
精神・身体	1
知的・身体	1

1年未満	35
1年以上5年未満	36
5年以上10年未満	10
10年以上15年未満	7
15年以上20年未満	4
20年以上	8



地域での暮らしが進められない理由

①家族が反対している	41
②本人のスキルが不足している	19
③本人自身が不安を感じている	15
④本人様の病状等の関係	74
⑤地域移行後の住む場所を見つけるの	29
⑥支援スタッフの人手不足	8
⑦医師の許可が下りない	39
⑧今まで何回か取り組んだがつながら	11
⑨地域移行後の社会資源は不足してい	16
⑩その他の理由	13
・ 障害状況・介護者が不在 2件	
・ 自宅がバリアフリー化されていない、 障害の重度化、介護者の高齢化 1件	
・ コロナ禍で外出不可 2件	
・ 本人はあくまで自宅希望だが 家族の受け入れ× 1件	
・ 家族が県外 1件	
・ 施設待ち 2件	
・ 家族消極的 1件	
・ 身体管理 1件	
・ サービス拒否あり 1件	



解決するための手段として・・・

障がい、福祉サービス



どんな方が福祉サービスを利用できるの？

【サービスを利用できる方】

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方
- 上記以外で、精神障害(発達障がいを含む)があると判断できる診断書等をお持ちの方

※重要※

児童の場合は診断がなくても支援の必要性があると判断できる医師の意見書があれば、サービスを利用することができます。

どんな福祉サービスがあるの？ ①

自宅や外出時の支援

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介護や外出時の移動の支援等を総合的に行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な方に、行動する時必要な介助や外出時の移動の支援を行います。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害等包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの福祉サービスを包括的に提供します。
地域生活支援事業	移動支援	地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある方について外出のための支援を行います。
	訪問入浴	自宅において入浴することが困難な障がいのある方に対して、自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
	コミュニケーション支援	聴覚・言語・音声・視覚等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。



どんな福祉サービスがあるの？ ②

日中通うサービス(介護・訓練・仕事等)

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	療養介護	医療が必要で、常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴・排泄・食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	企業で働くことを希望する方に、一定期間(最長2年間)、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型:雇atype) (B型:非雇atype)	企業で働くことが困難な方に、就労の機会や生産活動その他の活動の機会を提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
地域生活支援事業	地域活動支援センター	創作的な活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援します。
	日中一時支援	障がいのある方を日常的に介護している家族の就労支援と一時的な休息等のために、障がいのある方を一時的に預かり、見守り等を行います。

宿泊するサービス、住むサービス

介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする人が病気などの場合、短期間、施設で夜間を含めた介護を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

児童が通所するサービス

サービスの名称	内容
児童発達支援	療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学の児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供します。



福祉サービスを利用した時の費用は？

負担上限月額

【18歳以上で、自宅で生活している場合】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

※本人＋配偶者の所得で判断

【グループホーム・ケアホーム入居者、20歳以上の施設入所者の場合】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※本人＋配偶者の所得で判断

【18・19歳の施設入所者の場合】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割16万円以上）	37,200円

※住民登録上の世帯員の所得で判断

【18歳未満の障がい児の場合】

世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

※住民登録上の世帯員の所得で判断



福祉サービスを利用するまでの大まかな流れ

①申請・・・福井市障がい福祉課に福祉サービスを利用のため申請書を提出します。

②サービス等利用計画案の作成

・・・福祉サービスを『いつから、どれくらいの頻度で、どんな目的で』利用するのかを記載した計画書

これを作るのは **相談支援専門員** さん！



③調査(必要に応じては簡略化)

④サービス等利用計画案・計画書を福井市役所へ提出。

⑤サービス受給者証の発行・・・福祉サービスを利用するための保険証みたいなものです。

手帳サイズのオレンジ色の冊子です。

⑥サービス事業所(サービスの利用先)と契約を結んでいよいよ利用スタート！

相談支援専門員とは？

平たく言えば、**福祉分野のケアマネさんのような方**です。

サービス利用を始めるために計画書を作ったり、困った時に相談に乗ってくださいます。

他にも・・・

- ①モニタリング（暮らしの振り返り）
- ②サービスの支給量の調整（利用時間や日数を増やしたい等）
- ③サービス事業所との連絡調整



等の役割を担っています。

地域移行に必要な様々な社会資源

障がい福祉サービス以外にも地域で生活する方を支える支援が必要です。

① **医療的支援**・・・医療機関への通院、服薬、訪問看護



② **地域の皆様による見守り・アナウンス**

・・・地域にお住いの住民の方々、自治会長さん、民生委員さん



実際に地域で生活するまで



ケース紹介

Sさん

40歳、男性

統合失調症

精神保健福祉手帳2級

障害基礎年金2級 受給

高校卒業後に一般就労しながら一人暮らししていたが、生活能力は低く、母親の援助を受けていた。

勤務先では病気をオープンにしていたが、理解が得られず暴言・体罰・減給等の不当な扱いを受けていた。

Sさんの気がかりさ

○病気の影響により、不安から気分の落ち込みや落ち着きのなさが見られていた。

○他者とのコミュニケーションの苦手さが見られていた。

○家事や身だしなみなどの生活能力の低さが見られていた。

見立て

- ① 継続的な医療機関の支援を受けることで、心身の健康維持を図っていくことが必要では？
- ② 集団の中でも安心して過ごし、他者とのコミュニケーション力を少しずつ身に付けていけるとよいのでは？
- ③ 家事や身だしなみなど生活能力を少しずつ身に付けていけるとよいのでは？

Sさんの計画案(具体例)

- 本人の希望：将来的に仕事をしながらアパートで独り暮らしをしたい。
- 家族の希望：自立に向けて前進してほしい。本人の意向にまかせたい。
- 援助の方針：生活訓練を中心に、規則正しい生活習慣と日中活動を行う。体力の向上をはかり自立生活を目指す。
- 長期目標：就労に必用な心身の体力と、一人暮らしに必要な生活習慣動作（起床・就寝・入浴・掃除・洗濯・金銭管理）を身につけられるよう訓練を実施していく。
- 短期目標：ハウスやわらぎでの生活および生活リズムの定着をはかる。
- 解決すべき課題：
 - ①日中の活動リズムと体力をつけたい。
 - ②身の回りのことを自分で行えるようになりたい。
 - ③他者と適切に対応できるようになりたい。
 - ④困ったことがあった場合自分自身で対処することができる。
 - ⑤健康管理ができる。



手だて① 最初のステップ『宿泊型自立訓練』

今後の生活、就労に向けた訓練のために宿泊型自立訓練施設『ハウスやわらぎ』へ入所することに。

※宿泊型自立訓練施設とは…

自立した日常生活が送れるよう、一定期間（最長2年）、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う所です。

ちなみにSさんは1年9か月の利用となりました。

手だて② 段階的なステップ 『グループホーム』

【Sさんの思い】

ゆくゆくは一人暮らしをしたいけど、金銭管理が不安。しっかりとお金を貯めてから福井市内で一人暮らしがしたい。

※グループホームとは・・・

別名:共同生活援助。共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けることが出来る所です。

グループホームでの支援

○訪問看護により精神面・身体面での見守りや助言を受ける。

○就労移行支援⇒就労継続支援A型

仕事をしながら収入を得ることが出来ていた。

○金銭管理支援、服装や身だしなみ・食事内容の助言を受ける。

ちなみにSさんは4年8か月の利用となりました。

手立て③ 最後のステップ『一人暮らし』

【一人暮らしに向けて】

Sさん、家族含めた会議を実施。

家族としては心配が沢山・・・

- ①一人暮らしにかかる必要なお金の整理。
- ②規則正しい食生活。
- ③必要なサービスや区分の申請。



【一人暮らしに向けた具体的なサービス】

○居宅介護（ホームヘルプ）12時間/月

ゴミの分別、調理、掃除

○訪問看護

24時間電話対応。週1回の訪問で心身状態の把握。

○就労継続支援A型

継続的な就労と安定した収入の確保。

Sさんの収支・生活費

○収入：年金 6 万円、A型での収入 8 万円

○支出：家賃 42000 円、光熱費 10000 円、保険 3000 円、生活費と貯金 85000 円



【ホームヘルプの経過】

○利用時間12時間/月

ゴミの分別、週2回の調理、2週に1回の掃除など

○利用時間15時間/月

調理の練習、生活用品購入のための練習など

○利用時間3時間/月

掃除のケアのみ

調理レパートリー増加、必要な買物も出来るように！

支援のポイント

Sさんの場合、段階的に一人暮らしに向けた準備をすることで、地域移行につながった。

○家族、地域

○病院（医療）

○宿泊型自立訓練、グループホーム、ヘルパー（障がい福祉）



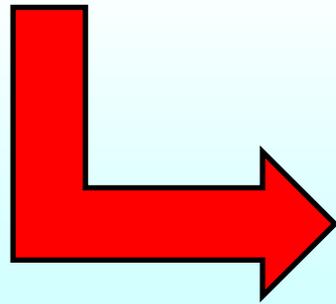
スムーズな連携とサービス利用により一人暮らしが実現！

応援団を増やしていくイメージ

色々なカテゴリの専門機関がある。

地域移行に必要なことは何か？

見て、体験して、どうするか考える。



地域の皆さんに知って頂きたいこと

- 困ったら、地域と一緒に考えてくれる方がいるんだ。
- 頼ってもいいんだ。
- 応援してくれる人がいるんだ。
- いざという時にどうすればいいか分かっているならば
病気・障がいのある方でも一人暮らしできるんだ。



何かあったら「〇〇さんに相談すればいいか」というノリで来ててください。

地域移行・地域定着支援部会 研修開催グループ

ご清聴ありがとうございました。

